

【お願い】 出典資料を使用する場合は、出典元の関係団体等の承諾を得てください。

5. 土壌汚染対策法

5-1 法の仕組み

- (1) 一定規模(3,000m²)以上の土地の形質変更を行う場合、30日前までの届出が必要となります。
 (2) 「要措置区域等」と指定された土地の土(土壌)は、「汚染土壌」として取り扱わなければなりません。

【解説】

(1) 法改正について

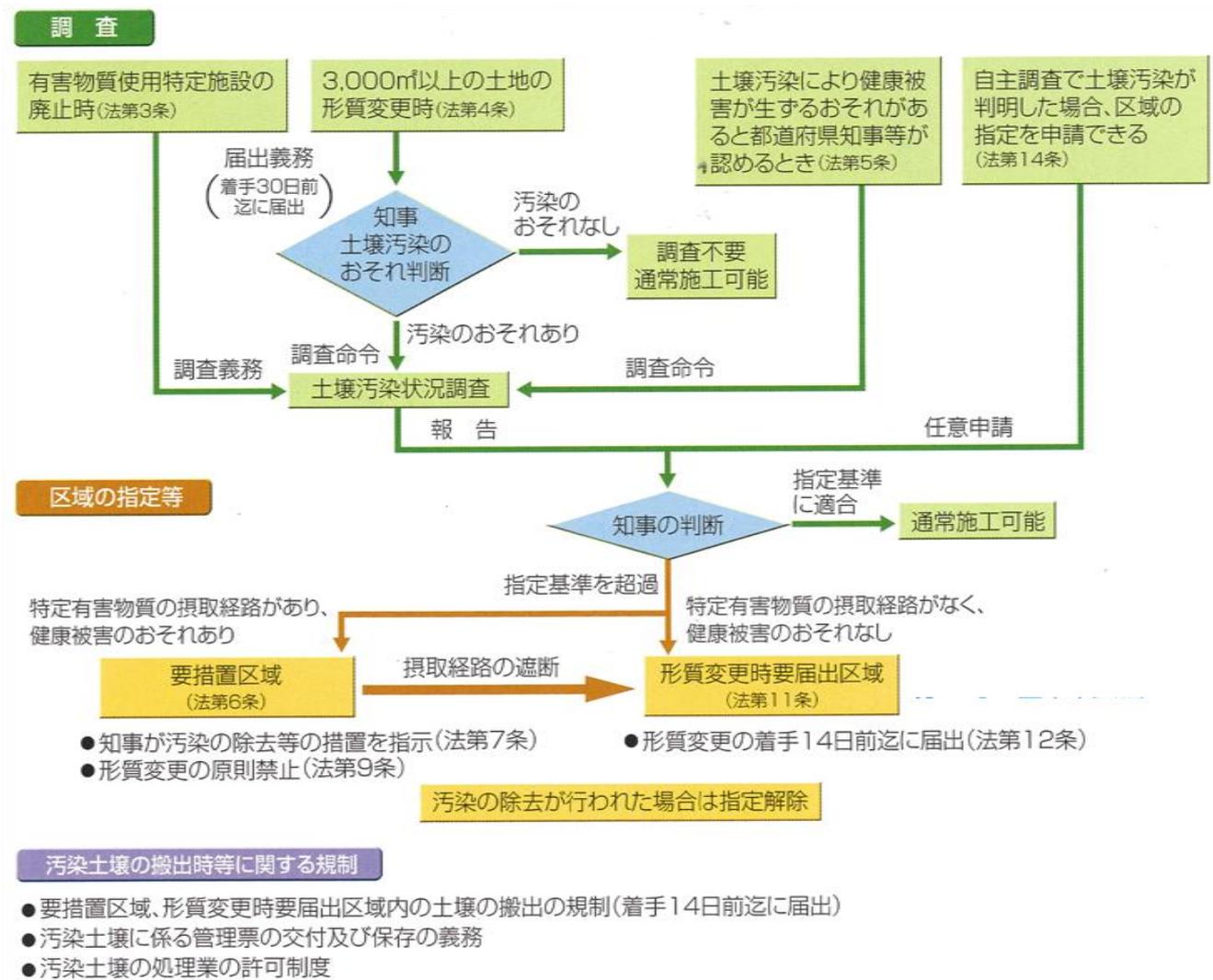
土壌汚染対策法は平成14年に制定されましたが、搬出された汚染土壌の適正処理等を目的として、平成21年に改正されています。また、その後の諸課題への対応のために平成29年5月に改正され、第1段階(平成30年4月1日施行)と第2段階(平成31年5月19日迄に施行)に区分されて施行されます。

(2) 法の仕組み

一定の要件の土地所有者等^{ア)}に対して土壌汚染状況調査とその調査結果の報告を義務づけ、基準を超える汚染が認められる場合、都道府県知事等^{イ)}は当該区域を「要措置区域」または「形質変更時要届出区域」(以下総称する場合は「要措置区域等」)に指定し、公示することと定めています。「要措置区域」については、都道府県知事等が土地所有者等に対し汚染の除去等の措置を指示します。この措置により特定有害物質の摂取経路のしゃ断が行われた場合、当該区域は「形質変更時要届出区域」となり、この区域の形質を変更する場合は届出が必要となります。また、要措置区域等外へ土(土壌)を搬出する場合、この土壌は「汚染土壌」として取り扱わなければなりません。すなわち、搬出届、管理票の交付、汚染土壌処理施設(許可施設)への搬出などが義務づけられています。

ア) 土地所有者等：土地の所有者、管理者または占有者

イ) 都道府県知事等：都道府県知事または土壌汚染対策法に基づく政令市の長



(出典：汚染土壌の取扱いについて、(一社)日本建設業連合会、平成25年)

5-2 法に定める基準等

(1) 土壌汚染状況調査

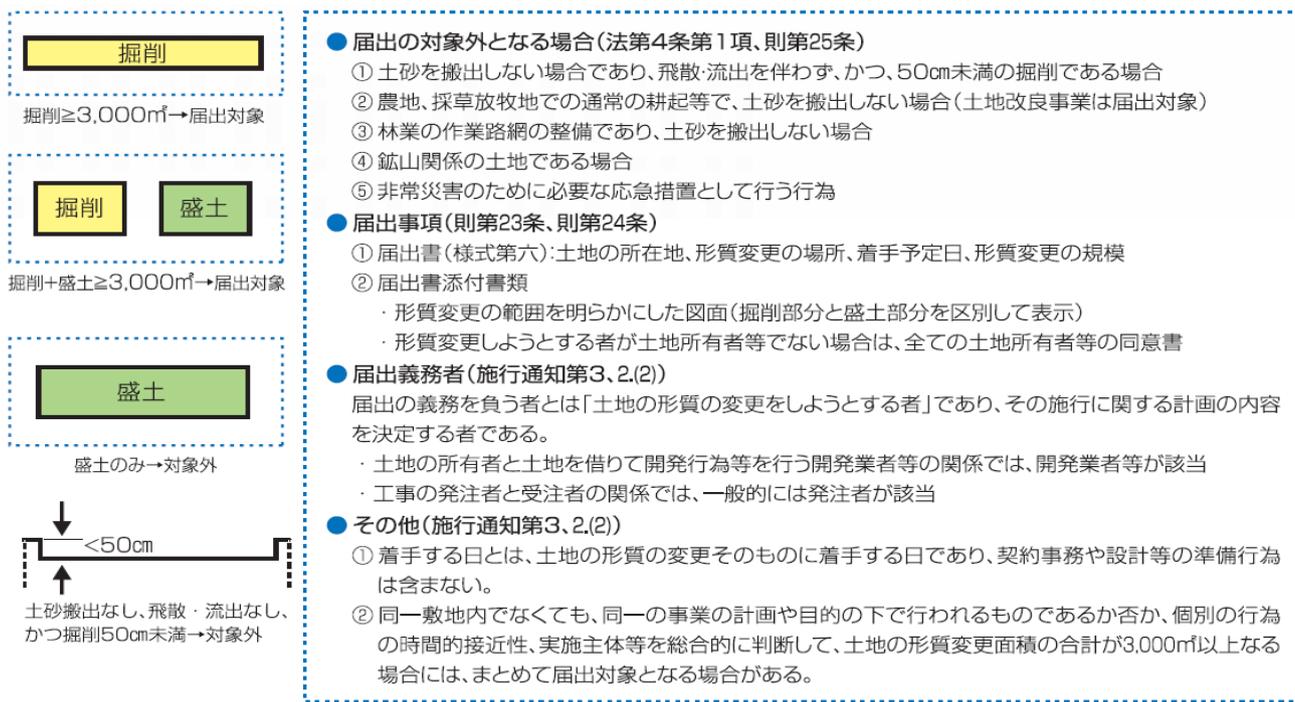
① 調査の契機

以下の場合、「土壌汚染状況調査」を実施し都道府県知事等に報告しなければなりません。

- ・使用が廃止された「有害物質使用特定施設」に係る工場または事業場の敷地（法3条）
※有害物質使用特定施設：水質汚濁防止法に定める特定施設であって特定有害物質を製造、使用、処理する施設
- ・一定規模(3,000m²)以上の土地の形質変更の届出の際に、土壌汚染のおそれがあると都道府県知事等が認め、調査を命じられた場合（法4条）
- ・都道府県知事等より健康被害が生じるおそれがあるとして調査を命じられた場合(法5条)

＜一定規模以上の土地の 形質変更の届出＞

土地の形質変更を行う面積（掘削と盛土の合計）が3,000m²以上である場合は、30日前までに届け出なければなりません。この届出を受けて、土壌汚染のおそれがあると都道府県知事等が認めた場合、土壌汚染状況調査が命じられることになります。



(出典 : 汚染土壌の取扱いについて、(一社)日本建設業連合会、平成 25 年)

② 調査のフロー

土壌汚染状況調査は、環境大臣の指定を受けた「指定調査機関」が、以下の手順で実施しなければなりません。



(出典 : 汚染土壌の取扱いについて、(一社)日本建設業連合会、平成 25 年)

(2) 土壌汚染の基準

分類	特定有害物質の種類	指定基準及び地下水基準			措置の選択の指標
		土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)	地下水基準 (mg/L)	第二溶出量基準 (mg/L)
第一種特定 有害物質 (揮発性有機化合物)	ク ロ ロ エ チ レ ン	0.002以下	—	0.002以下	0.02以下
	四 塩 化 炭 素	0.002以下	—	0.002以下	0.02以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	—	0.004以下	0.04以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	—	0.1以下	1以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	—	0.04以下	0.4以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	—	0.002以下	0.02以下
	ジクロロメタン	0.02以下	—	0.02以下	0.2以下
	テトラクロロエチレン	0.01以下	—	0.01以下	0.1以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	—	1以下	3以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	—	0.006以下	0.06以下
	トリクロロエチレン	0.03以下	—	0.03以下	0.3以下
	ベンゼン	0.01以下	—	0.01以下	0.1以下
第二種特定 有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.01以下	150以下	0.01以下	0.3以下
	六価クロム化合物	0.05以下	250以下	0.05以下	1.5以下
	シアン化合物	不検出	遊離CN:50以下	不検出	1以下
	水銀及びその化合物	水銀:0.0005以下 メチル水銀不検出	15以下	水銀:0.0005以下 メチル水銀不検出	水銀:0.0005以下 メチル水銀不検出
	セレン及びその化合物	0.01以下	150以下	0.01以下	0.3以下
	鉛及びその化合物	0.01以下	150以下	0.01以下	0.3以下
	砒素及びその化合物	0.01以下	150以下	0.01以下	0.3以下
	ふっ素及びその化合物	0.8以下	4,000以下	0.8以下	24以下
ほう素及びその化合物	1以下	4,000以下	1以下	30以下	
第三種特定 有害物質 (農薬・PCB)	シマジン	0.003以下	—	0.003以下	0.03以下
	チオベンカルブ	0.02以下	—	0.02以下	0.2以下
	チウラム	0.006以下	—	0.006以下	0.06以下
	ポリ塩化ビフェニル	不検出	—	不検出	0.003以下
	有機りん化合物	不検出	—	不検出	1以下

- 地下水基準：地下水汚染の判定基準（規則別表第1）
- 要措置区域の指定に係る基準（汚染状態に関する基準）：都道府県知事等が要措置区域または形質変更時要届出区域として指定する際の基準
- 土壌溶出量基準：地下水経由の摂取による観点から定められた基準（規則別表第3）
- 土壌含有量基準：汚染された土壌の直接摂取による観点から定められた基準（規則別表第4）
- 第二溶出量基準：措置の選択または決定の判断を行う観点からの指標（規則別表第2）
- 不検出：調査・措置ガイドラインAppendix15参照

※基準改正：平成29年4月1日よりクロロエチレンが追加（公布：平成28年3月，施行：平成29年4月1日）

(3) 区域の指定

①調査結果の評価と区域の指定

土壌汚染状況調査の結果が「汚染状態に関する基準」に適合しない場合、都道府県知事等は当該区域を「要措置区域」または「形質変更時要届出区域」として指定して公示します。なお、地下水の利用状況の調査により健康被害のおそれがある場合には「要措置区域」に指定され、健康被害のおそれなしと判断される場合には「形質変更時要届出区域」に指定され、公示されます。

②要措置区域等の公示

都道府県知事等は要措置区域等を指定し、公示します。

※要措置区域等の一覧（環境省のホームページ）<http://www.env.go.jp/water/dojo/wpc1.html>

③形質変更時要届出区域の分類

施行規則の改正（平成23年7月）により、形質変更時要届出区域のなかに自然由来特例区域、埋立地特例区域、埋立地管理区域が新たに設けられ、地下水に接する土地の形質変更の施行方法の基準などが緩和されています。なお、これ以外の区域は「一般管理区域」となります。

(4) 汚染の除去等の措置（法第7条）

都道府県知事等は「要措置区域」の指定をしたとき、土地所有者等に対し、相当の期限を定めて汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示します（「指示措置」）。そして、特定有害物質の摂取経路の遮断が行われた場合は「形質変更時要届出区域」となります。さらに、汚染の除去等の措置により、指定の事由がなくなった場合は指定が解除されます。

①直接摂取による健康被害が生ずるおそれがある土壌汚染の場合（土壌含有量基準が不適合の場合）

地表面に露出した土壌の粉じんを人が吸引したり、手などに付着したものが口から摂取されて健康被害が生じることから、土壌を地表面に露出させないことが措置の基本となります。したがって、通常の土地に対しては「盛土」や「舗装」が指示され、盛土では支障のある土地に対しては「土壌入換え」が措置として指示されます。また、土壌汚染の除去（掘削除去）が指示措置とされる場合を砂場等に限定されています。

②地下水経由による健康被害が生ずるおそれがある土壌汚染の場合（土壌溶出量基準が不適合の場合）

溶出量基準に不適合の場合は、雨水等により溶出した特定有害物質が地下水に入り、その地下水を人が飲用することにより健康被害が生じることから、このような土壌の周囲をしゃ水壁で囲うなど、特定有害物質の地下水への流入をしゃ断す

ることが措置の基本となります。

(a) 地下水汚染が生じていない場合

地下水の水質測定が措置として指示されます。

(b) 地下水汚染が生じている場合

汚染の種類・程度により、原位置封じ込め、遮水工封じ込めなどの措置が指示されます。

(5) 形質変更時要届出区域内における形質変更の届出 (法第12条)

「土地の形質の変更をしようとする者」が、その着手の14日前までに、土地の形質の変更の種類、場所、施工方法および着手予定日などを都道府県知事等に届け出なければなりません。

(6) 汚染土壌の搬出時の規制

① 認定調査

要措置区域等外に土壌を搬出する場合、この土壌は汚染土壌として扱われ、搬出にあたっては事前の届出および汚染土壌処理施設への搬出が義務づけられています。ただし、「認定調査」を行い基準に適合することが認定された場合は、法の規制対象外の土壌として搬出することが可能となります。

② 搬出時の届出

搬出しようとする者は、搬出に着手する14日前までに都道府県知事等に届出なければなりません。

届出書に記載する事項

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 要措置区域等の所在地
- ・ 汚染状態・体積・運搬方法
- ・ 運搬・処理する者の氏名又は名称
- ・ 汚染土壌処理施設の所在地
- ・ 搬出の着手・完了予定日
- ・ 運搬完了・処理完了予定日
- ・ 運搬車の所有者の氏名又は名称・連絡先
- ・ 積替場所 使用者 設の所在地、所有者の氏名又は名称・連絡先

届出書に添付する書類

- ・ 要措置区域等の図面
- ・ 必要事項が記載された使用予定の管理票の写し
- ・ 運搬車・保管施設の構造を記した書類
- ・ 処理の委託を証する書類
- ・ 汚染土壌処理業の許可証の写し

(出典：汚染土壌の取扱いについて、(一社) 日本建設業連合会、平成25年)

※運搬の用に供する自動車等の「所有者」を「使用者」に改正 (平成26年8月1日、施行規則改正)

※添付書類 (自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先) において、「自動車登録番号又は車両番号」が除かれました。(平成28年6月、汚染土壌の運搬に関するガイドライン改訂)

③ 汚染土壌の運搬

運搬基準の主な内容は以下のとおりです。

- ・ 汚染土壌の運搬は、要措置区域等外への搬出の日から30日以内に終了すること。
- ・ 自動車等の両側面に汚染土壌運搬車両の表示 (140ポイント以上 (約5cm) の大きさの文字) し、管理票を携行すること。
- ・ 運搬の過程で汚染土壌から岩、コンクリートくずなどを分別しないこと。



< 運搬基準の内容の一部 >

- ① 運搬用自動車等の両側面に汚染土壌を運搬している旨を140ポイント (約5cm) 以上の大きさの文字を用いて表示し、管理票を備え付けること。
- ② 混載等については、次によること。
 - ・ 運搬の過程において、汚染土壌とその他の物を混合してはならないこと。
 - ・ 運搬の過程において、汚染土壌から岩、コンクリートくずその他の物を分別してはならないこと。
 ただし、要措置区域等外へ汚染土壌を搬出する際、当該要措置区域と一筆、かつ、隣接する土地において汚染土壌の含水率の調整を行う行為については、汚染土壌処理事業の許可の例外として規定していることを踏まえ、当該行為まで禁止するものではないこと。
 - ・ 異なる要措置区域等から搬出された汚染土壌が混合するおそれのないように、搬出された要措置区域ごとに区分して運搬すること。
 ただし、同一の処理施設において処理する場合 (当該汚染土壌を申請書に記載した汚染状態および処理の方法に照らして処理することが可能である場合に限る。) は、この限りでないこと。
- ③ 汚染土壌の積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、汚染土壌の積替えの場所であることの表示がなされている場所で行うこと。
- ④ 汚染土壌の保管は、汚染土壌の積替えを行う場合を除き、行ってはならないこと。
- ⑤ 汚染土壌の積替えのために、これを一時的に保管する場合には、次によること。
 - ・ 周囲に囲いが設けられていること。
 - ・ 見やすい箇所に、以下の掲示板が設けられていること。
 - ◎ 大きさが縦及び横それぞれ60cm以上であること。
 - ◎ 保管施設である旨、管理者の氏名、名称、連絡先が表示されていること。
- ⑥ 汚染土壌の荷卸しは、提出した届出書 (法第16条第1項、第2項、第3項の規定により提出した届出書) に記載された場所以外で行ってはならないこと。(試験研究の用に供するために荷卸しを行う場合は、当該試験研究を行う施設であって、当該汚染土壌若しくは特定有害物質の拡散防止措置が講じられている施設又は汚染土壌処理施設以外の場所で行ってはならないこと。)
- ⑦ 汚染土壌の引渡しは、届出書に記載された者以外に行ってはならないこと。(試験研究の用に供するために引渡しを行う場合は、当該試験研究を行う者又は汚染土壌処理業者以外に行ってはならないこと。)
- ⑧ 汚染土壌の運搬は、要措置区域等外への搬出の日から30日以内に終了すること。

(出典：汚染土壌の取扱いについて、(一社) 日本建設業連合会、平成25年)

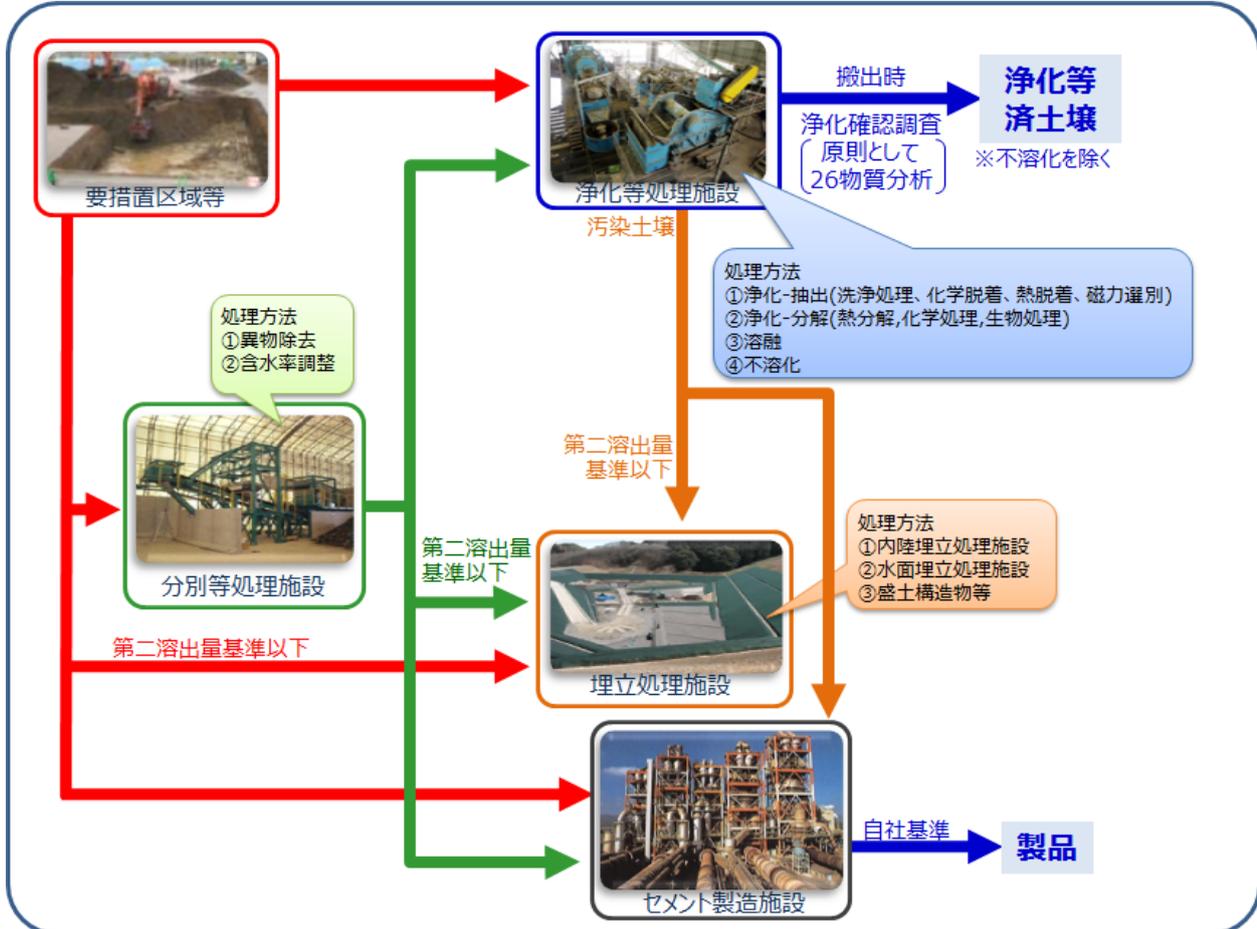
【留意事項】

「搬出者は、運搬受託者の能力が当該運搬に関する基準を遵守するに足りるものであることを見込んでその運搬を委託すること」と通知されているとおり、運搬基準を遵守できる運搬業者を選定しなければなりません。また、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン(改訂第3版)」(環境省)に示すとおり、緊急時の対応等を含めて、適切に実施出来る運搬業者を選定する必要があります。

(環境省通知: 汚染土壌の運搬に関する基準について、環水大土発第110706002号、平成23年7月8日)

④汚染土壌の処理

汚染土壌を要措置区域等外に搬出する場合は、その処理を都道府県知事等の許可を受けた「汚染土壌処理業者」に委託しなければなりません。



(出典：汚染土壌の処理業に関するガイドライン(改訂第3版)、環境省、平成30年3月)

汚染土壌処理業者の区分

浄化等処理施設	汚染土壌の浄化、溶融、不溶化
セメント製造施設	汚染土壌を原材料としてセメントを製造
埋立処理施設	汚染土壌を埋立
分別等処理施設	汚染土壌から岩石、コンクリートくずその他を分別、含水率を調整

※環境省はホームページに汚染土壌処理業者の一覧表を公表しています。

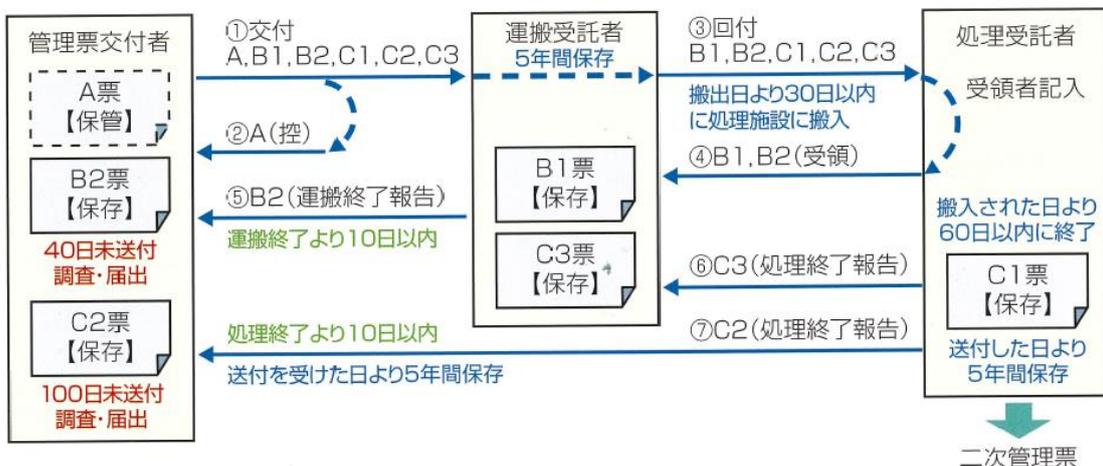
土壌汚染対策法に基づく汚染土壌処理業者一覧 <http://www.env.go.jp/water/dojo/wpcl.html>

⑤管理票の交付

汚染土壌を搬出する場合は管理票を交付しなければなりません。

- ・管理票交付者は管理票の写しの送付を受けた日から5年間保存しなければなりません。
- ・一定期間(運搬40日間、処理100日間)内に写しの送付を受けない場合、管理票交付者は都道府県等に届け出なければなりません。

<管理票の流れ>



(出典：汚染土壌の取扱いについて、(一社)日本建設業連合会、平成25年)

<管理票の記入例(処理終了後)>

管理票				整理番号
氏名又は名称、法人にあっては代表者の氏名 環境建設株式会社 代表取締役社長 建設太郎 〒100-0000 東京都千代田区豊ヶ関〇〇-〇〇 〇×ビル23F TEL03-0000-0000 FAX03-0000-0000	氏名又は名称 株式会社土壌運搬 〒100-0000 東京都千代田区駿台町 〇〇-〇〇 ××ビル3F TEL03-0000-0000 FAX03-0000-0000	氏名又は名称 浄化リサイクル株式会社 鶴岡工場 〒997-0000 山形県鶴岡市〇〇町 〇〇〇〇-00 TEL0235-00-0000 FAX0235-00-0000	交付担当者の氏名 土木 一郎	交付年月日 平成 29 年 4 月 1 日
汚染土壌の特定有害物質による汚染状態 (※該当欄に濃度又はレ点を記入)			交付番号 第01-0001	汚染土壌の荷姿 フレキシブルコンテナ (内袋あり)
<input type="checkbox"/> クロロエチレン <input type="checkbox"/> 四塩化炭素 <input type="checkbox"/> 1,2-ジクロロエタン <input type="checkbox"/> 1,1-ジクロロエチレン <input type="checkbox"/> シス-1,2-ジクロロエチレン <input type="checkbox"/> 1,3-ジクロロプロペン <input type="checkbox"/> ジクロロメタン <input type="checkbox"/> テトラクロロエチレン <input type="checkbox"/> 1,1,1-トリクロロエタン	<input checked="" type="checkbox"/> 1,1,2-トリクロロエタン <input type="checkbox"/> トリクロロエチレン <input type="checkbox"/> ベンゼン <input type="checkbox"/> シマジン <input type="checkbox"/> チオベンカルブ <input type="checkbox"/> チウラム <input type="checkbox"/> PCB <input type="checkbox"/> 有機りん化合物	<input checked="" type="checkbox"/> (0.4mg/L)	<input type="checkbox"/> カドミウム及びその化合物 <input type="checkbox"/> 六価クロム化合物 <input type="checkbox"/> シアン化合物 <input type="checkbox"/> 水銀及びその化合物 <input type="checkbox"/> セレン及びその化合物 <input type="checkbox"/> 鉛及びその化合物 <input type="checkbox"/> 砒素及びその化合物 <input type="checkbox"/> ほう素及びその化合物	汚染土壌の体積 6 m ³
要措置区域等の所在地 〒163-0000 東京都新宿区〇〇-〇〇 ▲▲工業 新宿事業所	自動車等の番号及び運搬担当者の氏名 自動車等の番号 足立 100 あ 00-00 担当者氏名 株式会社土壌運搬 道野 通	運搬区間 要措置区域 (新宿区〇〇) ↓ 東京埠頭 (東京都江東区〇×町) ↓ 青森埠頭倉庫 (青森県青森市〇△町) ↓ 青森埠頭倉庫 (青森県青森市〇△町) ↓ 浄化リサイクル(株)鶴岡工場 (山形県鶴岡市〇〇町)	引渡し年月日 平成 29 年 4 月 1 日 平成 29 年 4 月 4 日 平成 29 年 4 月 7 日	
<input checked="" type="checkbox"/> 積替え場所 <input type="checkbox"/> 保管場所 〒100-0000 東京都江東区〇×町〇〇-〇〇 東京埠頭(株) TEL03-0000-0000 FAX03-0000-0000	担当者氏名 株式会社土壌運搬 道野 通	<input type="checkbox"/> 積替え場所 <input checked="" type="checkbox"/> 保管場所 〒030-0000 青森県青森市〇△町〇〇-〇〇 青森埠頭倉庫(株) TEL017-000-0000 FAX017-000-0000	担当者氏名 日本海運株式会社 海野 渡	
汚染土壌処理施設の名称及び所在地 名称 浄化リサイクル(株)鶴岡工場 所在地 〒997-0000 山形県鶴岡市〇〇町0000-00 許可番号 第 0581000003 号	担当者氏名 東北運送株式会社 坂田 昇			
引渡しを受けた者の氏名 門田 守	処理担当者の氏名 土野 清	処理方法 浄化(分解・熱分解)	処理終了年月日 平成 29 年 4 月 21 日	
運搬受託者からの返送確認日 年 月 日	処理受託者からの返送確認日 年 月 日	備考		

青色が管理票交付者、赤色が運搬受託者(運搬担当者)、オレンジ色が処理受託者の記入事項

(出典：搬出汚染土壌の管理票のしくみ、環境省・(公財)日本環境協会
<http://www.jeas.or.jp/dojo/business/promote/booklet/04.html>)

※管理票の購入等に関する問合せ先：社団法人 土壌環境センター

5-3 法対象外の汚染された土壌等の取扱い

(1) 法対象外の土地の汚染された土壌

要措置区域等の範囲外の土地から基準に適合しない土壌（基準不適合土壌）を搬出する場合については、法の規制対象とはなりません。環境省の通知するとおり法に定める規定（法第4章：汚染土壌の搬出等に関する規制）に準じて、適切に取り扱う必要があります。

※施行通知第10：環境省通知、土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について、平成23年7月8日、環水大土発大110706001号、第10

またこの通知に加えて、環境省は「汚染土壌の運搬に関するガイドライン」等に以下のとおり記載しています。

第6章 法対象外の基準不適合土壌の適正な運搬・処理について

施行通知第10の記の1には、要措置区域等外の土地の基準不適合土壌の取扱いが示されており、「要措置区域等外の土地の土壌であっても、その汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが明らかであるか、又はそのおそれがある土壌については、運搬及び処理に当たり、法第4章の規定に準じ適切に取り扱うよう、関係者を指導することとされたい。」と記載されている。

法対象外の基準不適合土壌の運搬・処理に係る関係者は、以下に示す事項を遵守することが望ましい。

6.1 発注者・土地所有者

- ・土地の売買等により法に基づく契機ではない自主的な調査を行った結果において基準不適合土壌の存在が発覚した場合や、工事に伴い基準不適合土壌の存在が発覚した場合には、発注者又は土地所有者の負担と責任のもと、基準不適合土壌を適正に措置すること。
- ・法に準じて「管理票の使用など運搬の基準を遵守する」、「許可を受けた汚染土壌処理施設に搬出する」ことなどを条件とした契約を工事請負業者と締結し、適正な運搬・処理の確保に努めること。

6.2 工事請負業者

- ・管理票の交付など運搬の基準を遵守すること。
- ・処理については委託契約を締結した上で、許可を受けた汚染土壌処理施設に搬出すること（無許可業者による安価な処理は、不適正な処理がなされるおそれがあるため）。
- ・搬出した汚染土壌処理施設における処理状況の確認を行うとともに、処理後の土壌の搬出先について委託契約書どおりの適正な搬出先となっていることを確認すること。

以下略

（出典：汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂第3版）、環境省、平成30年3月）

（出典：汚染土壌の処理業に関するガイドライン（改訂第3版）、環境省、平成30年3月）

また、公共工事を対象とした法対象および法対象外の汚染された土壌の取扱いについて、「建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル、改訂版」（独）土木研究所、H.24.4）が出版されています。

(2) 法対象外の有害物質の混じった土壌

ダイオキシン類は土壌汚染対策法に定める特定有害物質に含まれていませんが、ダイオキシン類対策特別措置法により規制されています。また、特定有害物質に含まれていない農薬などの有害物質についても、適切に取り扱う必要があります。なお、公共工事における対応については、「建設工事で遭遇するダイオキシン類汚染土壌対策マニュアル、暫定版」（独）土木研究所、H.17.12）が出版されています。

(3) セメント系固化材等を用いた土壌改良

土壌改良に用いるセメントおよびセメント系固化材を使用した改良土からは、条件によっては土壌の汚染状態に関する基準（または土壌環境基準）を超えて六価クロムが溶出するおそれがあります。このため、国土交通省は直轄工事を対象に事前分析の実施等を通達し、他の公共工事等に対しても同様に指導しています。したがって、民間工事においても留意することが望ましいと考えられます。

（国土交通省のセメント改良に関するホームページ）<http://www.mlit.go.jp/tec/kankyoku/kuromu.html>

(4) 自然的原因により環境汚染物質が含まれる岩石等

自然由来の汚染であっても、法対象の汚染土壌については、その運搬、処理について搬出の規定が適用されます。したがって、法対象外となる場合についても、環境省の通知するとおり、搬出の規定に準じて適切に取り扱う必要があります。

なお、公共工事への対応として、「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（暫定版）」が取りまとめられています。また、このフォローアップとして「建設工事で発生する自然由来重金属等含有土対応ハンドブック」（独）土木研究所・他、平成27年3月）が出版されています。

国土交通省リサイクルホームページ、通達・基準・マニュアル類

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/pdf/recyclehou/manual/sizenyuraimanyu_zantei_honbun.pdf

(参考) 土壌汚染対策法の改正について 改正法公布：平成 29 年 5 月 19 日**第一段階施行 (H. 30. 4. 1 施行)**

政令(施行令)公布 H. 29. 10. 25、省令(施行規則) 公布 H. 29. 12. 27、施行通知：H. 29. 12. 27

○法四条の届出・調査に係る手続きの迅速化

届出時に調査結果を添付できるため、調査命令の発出に関する審査期間が短縮

○解除された区域の台帳の追加

指定が解除された土地の台帳を閲覧できるため、汚染が除去された土地か否かが判別可能

○管理票の電子化・・・管理票の電磁的記録による保存が可能

○その他

汚染土壌処理業の申請要件、業の譲渡、合併、分割、譲渡等の手続きの整備

技術管理者証の交付申請期間の延長(経験年数が不足していても受験可能)

※内容については施行通知を参照してください。また、処理業に関するガイドラインが改訂されています。

施行通知→ http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009/no_1712271.pdfガイドライン→ <http://www.env.go.jp/water/dojo/gl-man.html>**第二段階施行 (H. 31. 5. 19 までに施行)**

「今後の土壌汚染対策の在り方について(二次答申案) H. 30. 3. 14 中央環境審議会」をもとに作成

<http://www.env.go.jp/council/10dojo/y1011-13/mat02.pdf> → (最終的に実施される内容は未確定)

○有害物質使用特定施設に関する規制強化

工場廃止に伴う調査一時免除中の土地や、工場操業中の土地の形質変更、搬出を届出対象

○臨海部の工業専用区域の特例

有害物質の人の接種経路がなく、人為由来の汚染のない(自然由来、埋立材由来の)臨海部の工業専用区域を新たに特例区域とし、各種手続きを簡略化

○都市計画区域外は形質変更の届出不要・・・法4条の届出不要

○要措置区域等における施工方法等の見直し

・飛び地間の土壌の移動が可能・・・一つの事業場の土地や一連の開発行為が行われる土地において、同一契機で行われた調査の対象地内であれば、飛び地になって指定された区域間の土壌の移動を可能とする

・形質変更時の調査は掘削深度まで

・認定調査の合理化

○自然由来、埋立材由来の基準不適合土壌の取扱いの合理化

・自然由来特例区域間(地質的に同質である範囲内)及び埋立地特例区域間(同一港湾内)の土壌の搬出を届出の上、可能とする

・同一事業や同一現場内の盛土構造物への利用を(一定の要件のもとに処理業の許可(埋立処理施設)を設けることにより)可能とする

○その他

・要措置区域の措置については、計画、完了報告の届出を必要とする

<トラブル事例>

○土壌汚染の事実を知らずながらマンションを販売したとして、不動産会社が宅建業法違反(重要事項の不告知)の容疑で書類送検された。

※(参考)土壌汚染と土地の取引における法規制

・「重要事項説明」(宅地建物取引業法 35 条)

要措置区域等に指定された土地である場合は、縦横事項説明書で説明しなければなりません。

・「重要事項の不告知」(宅地建物取引業法 47 条)

区域指定の有無にかかわらず、汚染の状況を告知しなかった場合は違反となる可能性があります。

○通常より六価クロムを多く含むセメントが製造されたことが判明し、このセメントを地盤改良に使用したことに伴うトラブル事例が報じられた。

(建設現場従事者の) 産業廃棄物・汚染土壌排出管理者講習会 のご案内

<産業廃棄物コース><残土・汚染土コース><総合管理コース>

【お問い合わせ先】(公財)産業廃棄物処理事業振興財団 講習会事務局 03-4355-0155

■講習会のホームページ http://www.sanpainet.or.jp/service/service06_1.html